

憲法 I ・ II

憲法 I と II は、大学らしい風景の一つと呼べる階段教室での講義となります

憲法 I (人権)

日本国憲法は 11 章、103 ヶ条からなる法典ですが、このうちの「第 3 章 国民の権利及び義務」(10 条~40 条) までの法解釈を憲法 I で学びます。

講義では「憲法上の権利」の歴史性にはじまり、権利主体や特殊な法関係における理論、条文に沿って権利の性質を概説します。そして、「憲法上の権利」が宗教的、道徳的あるいは形而上学的思惟から一線を画した制度としての保障をうけるものであることを講義します。

憲法Ⅱ（統治）

憲法学にとって、なによりも大切なのは、実は統治（国会・内閣・司法）に関する理論です。このことは憲法制定の眼目が統治権（統治者）の権限を制限することにあつたことからも看取できます（99条）。

憲法Ⅱでは、日本国憲法が採用している統治の仕組みについて、なぜそのような仕組みを採用しているのか、その意義と効果はなにかを理論的に解明していきます。

授業を通じて、自由や平等、国会や裁判所の知識が深まりました。おかげで、日頃のニュースがよく分かるようになりました。